様式第８号(第７条関係)

土地使用同意書

　宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の許可を申請しようとする者

(　　　　　　　　　　　)の行う宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積については、「留意事項」を了承の上、私が権利を有する次の土地の使用について同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在及び地番 | 権利の種類※ | 地目(登記簿) | 面積(登記簿) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　※　権利の種類は、所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）

　また、同意の前提として、許可を申請しようとする者から、許可申請内容について説明を受け、その内容を確認しました。

　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

土地所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

　注　個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書の印鑑を押印すること。

|  |
| --- |
| 同意に当たっての留意事項  １　土地所有者等の責務  　土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないと定められています（法第２２条第１項、第４１条第１項）。  　宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められる場合においては、土地所有者等は、盛土の改良、土石の除却等の工事を命じられることがあり（法第２３条第１項、第４２条第１項）、この命令に違反した場合には、１年以下の懲役または３００万円以下の罰金に処せられことがあります（法第５６条第３号）。  　所有、管理又は占有する土地の利用について同意をする場合には、許可申請に係る工事の内容についてしっかり確認してください。  ２　土地所有者等に対する報告徴収  　土地所有者等は、土地又は土地において行われている工事の状況について、県から必要な報告を求められることがあります(法第２５条、第４４条)。  　この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、６月以下の懲役または３０万円以下の罰金に処せられることがあります(法第５８条第５号)。 |